

「松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会」の役割と活動、スケジュール

(1) 審議会の役割

- ・「松江市伝統的建造物群保存地区保存条例」で設置される**附属機関**。
- ・審議会は市長の諮問に応じて、**伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項について、調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。**

(2) 審議会の活動

- 任期：2年。再任もある。
- 開催頻度：年2回程度の開催（7～8月頃と1～2月頃）
- 審議内容：①重伝建選定までは、「**保存地区の決定**」、「**保存活用計画の内容**」、「**修理・修景・許可基準**」などについて意見する。
②重伝建選定後は、「具体的な修理・修景事業等」の協議、「現状変更行為許可」の状況報告などについて意見する。

(3) スケジュール

■重伝建選定まで

- | | |
|---------|--|
| 令和7年 7月 | <u>第2回審議会</u> <ul style="list-style-type: none">・地区範囲（案）・保存活用計画（案） |
| 令和7年12月 | <u>第3回審議会</u> <ul style="list-style-type: none">・地区決定（最終）・保存活用計画策定（最終）・伝建の手引き（案）・固定資産税の不均一課税条例（案）
（R8年6月議会提出） |

■重伝建選定後

- | | |
|-----------|---|
| 令和8年7～8月頃 | <u>第4回審議会</u>
【文化審議会答申の報告、修理・修景事案、防災計画の策定に向けて】 |
| 令和9年1～2月頃 | <u>第5回審議会</u>
【令和9年度の具体的な事業について】 |